

【国内募集型企画旅行条件書】

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び第12条の5に定める契約書面の一部になります。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

※お申込みいただく前に必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、六甲山観光株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、当社パンフレット、ホームページ、契約書面及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。なお、契約書面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービスに（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 契約のお申込みと成立

- (1) 当社はインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 当社は、同一コースにおいて、参加する複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部あるいは全額を受理したときに成立します。

①クレジットカード決済で旅行代金をお支払いいただく場合

当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の全額のお支払いを受けることを条件に旅行契約を締結します（以下「通信契約」といいます）。

通信契約はEメール等の電子承諾通知の方法によって行われた場合は、その通知がお客様に到達したときに成立します。当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合があります。

- ア. 通信契約のお申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- イ. 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- ウ. 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(1)①の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- エ. 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

②銀行振込で旅行代金をお支払いいただく場合

インターネットによる旅行契約の予約を受け付けますが、この予約の時点では旅行契約は成立しておりません。お客様は予約の翌日から起算して原則として10日以内の当社が定めた所定の期日（以下所定日といいます。）に旅行代金のお支払いが必要です。当社が別途定めた所定日までに旅行代金のお支払いがない場合は、当社は、当該予約がなかったものとして取り扱うことがあります。インターネットによる事前のお申込みまたは予約がされた場合は以下の時点で成立します。

7. 事前に旅行代金の支払いがあった場合は、当社が承知した旨の通知がお客様に到達したとき。

4. 事前に旅行代金の支払いがない場合は、当社が旅行代金を受理した後に当社が承知したとき。

3. お申し込み条件

- (1) 特定の目的をもつ旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合はお申し込みをお断りする場合があります。
- (2) 18歳未満の方が単独で参加の場合は、保護者の同意書の提出が必要となります。
- (3) お客様が下記の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ①お客様が、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合。
 - ②当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合。
 - ③お客様が、風説を流風したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他の特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に参加にあたり特別な配慮が必要となる場合がある旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）
- (5) 前項のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (7) 当社がご旅行中のお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断したときは、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担になります。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (9) お客様のご都合による別行動はできません。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無について必ず現地係員にご連絡いただきます。
- (10) その他、当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送、入場にかかる費用及び消費税など諸税。

※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載したもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1) 自宅から出発地・解散地の間の交通費や宿泊費
- (2) 傷害、疾病に関する医療費等
- (3) 運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆるお客様に一律に課されるものに限る。）

6. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社では関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更する場合があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する場合があります。更に著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更する場合があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる前までにお知らせします。

7. お客様の交替

お客様は電話連絡で当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する費用をお支払いいただきます。この場合、契約上の地位の譲渡は、当社が当該交代を承諾し、手数料を受領したときに効力を生じ、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

8. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

- ①お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。また、取消料のカード利用日は契約解除のお申し出があった日とします。ただし、契約の解除の申し出日が既に旅行代金のお支払い後であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を、解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払戻しいたします。

取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	11日目に当たる日以前	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10日目に当たる日以降	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	7日目に当たる日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

解除の申し出は当社の営業時間内またはウェブサイト等の解除可能時間内を基準とします。

旅行契約成立後にコース及び出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

通信契約を解除する場合にあつては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

- ②お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

- ア. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第12項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。
- イ. 第6項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ウ. 当社が旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかったとき。ただし、旅行開始日前日のお申込みの場合は出発時刻まで。

エ. 当社の責に帰すべき事由により、確定書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

③当社は以下の場合には、旅行契約の解除及び払戻しをすることができます。

- ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- エ. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。
- キ. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- ク. 第3項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- ケ. お客様の人数が募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行中止を通知します。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払戻し

- ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利棄権とみなし、一切払戻ししません。
- イ. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、お客様は、当該受けられなくなった旅行サービスの提供に係る部分の旅行契約を、取消料を支払うことなく解除することができます。
- ウ. 前(イ)の場合、当社は、旅行代金のうち、当該受けられなくなった旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用をお客様に払戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がはまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者(運送業者、宿泊機関等)に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

②当社の解除・払戻し

以下に該当する場合は、当社は、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料・違約金その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払戻します。

- ア. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するためのその他の者による当社の指示に従わず、また他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- エ. 第3項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。

ハ.本項②7.1により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

カ.集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。

この場合、権利放棄とみなし払戻しできません。

9. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たり、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更又は旅行中止。
 - ②伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたとき。
 - ③運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮又は旅行の中止。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の定めに関わらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様一人につき、15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

10. 特別補償

- (1) 当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外来の事故によって生命・身体に損害を被ったときは、お客様又はその法定相続人に死亡保証金として1,500万円、後遺障害補償金に一定の割合を乗じた額、入院見舞金として入院日数により2万円から20万円および通院見舞金として通院日数により1万円から5万円を支払います。また、偶然な事故によりその所有の身の回り品に損害を被ったときは、警察署の事故証明書等の当社の要求する書類の提出があれば、約款の「特別補償規程」により携帯品損害補償金をお客様一名につき15万円を限度として支払います。ただし、補償対象品の1個又は1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピューター及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については弁償しません。
- (2) 前(1)の損害については、当社が第9項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき前(1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第9項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。

11. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービス内容が異なるものと認識したときは旅

行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

1 2. 旅程保証

- (1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に下表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、次の変更を除きます。
- ①悪天候を含む天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④欠航・不通・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ⑤官公署の命令 ⑥遅延・運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置による変更。
- (2) 第8項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、お一人に対して1旅行につき旅行代金の15%を限度とします。ただし、お一人に対してその総額が1,000円未満のときは、当社は、変更補償金は支払いません。
- (5) 当社はおお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
- (6) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第9項の規定に基く責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便へ変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の	1.0	2.0

変更		
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」を「確定書面」と読替た上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件とします。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊機関を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

13. その他

- (1) 旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態があると認められるときは、必要な措置を講ずる事があります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (2) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による所持品紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) 小人代金は、旅行開始日当日を基準に、満3歳以上12歳未満のお客様に適用いたします。また、幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満3歳未満で運送機関の座席を使用しないお客様に適用し、別途、ご案内します。また、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。なお、幼児が運送機関の座席を使用する場合は、小人代金が適用になります。
- (4) パンフレット、ホームページ等に使用した風景写真はイメージとして使用したのものもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご覧になれる風景とは限りません。また料理写真、客室写真等は一例であり、実際と異なる場合があります。
- (5) 添乗員は1名同行いたします。
- (6) 最少催行人数は8名です。
- (7) なお、契約条件について、お客様の依頼があれば国内旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行います。

14. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は旅行お申し込みの際に登録いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
このほか、当社及び当社企業グループでは①キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名・住所・電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。また、当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

15. 基準期日

この旅行条件は2020年9月1日を基準としています。また、旅行代金も2020年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施

六甲山観光株式会社

本社営業所

兵庫県神戸市灘区六甲山町一ヶ谷 1-32

078-894-2210

国内旅行業務取扱責任者 中田 絵里

兵庫県知事登録旅行業 地域 765 号

一般財団法人全国旅行業協会 正会員